

第1章 総則

第1節 計画の目的

宮崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宮崎市防災会議が作成する計画であって、宮崎市、宮崎県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、地域における災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

この計画において掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。その他の用語については、災害対策基本法の例に準ずる。

■用語の定義

市	宮崎市をいう。
県	宮崎県をいう。
指定行政機関	基本法第2条第3号で定める指定行政機関をいう。
指定地方行政機関	基本法第2条第4号で定める指定地方行政機関をいう。
指定公共機関	基本法第2条第5号で定める指定公共機関をいう。
指定地方公共機関	基本法第2条第6号で定める指定地方公共機関をいう。
基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
市地域防災計画	災害対策基本法第42条に基づき宮崎市防災会議が作成した宮崎市地域防災計画をいう。
県地域防災計画	災害対策基本法第40条に基づき宮崎県防災会議が作成した宮崎県地域防災計画をいう。
県本部長	宮崎県災害対策本部長をいう。
市災対本部	災害対策基本法第23条に基づき設置する宮崎市災害対策本部をいう。
本部長	宮崎市災害対策本部長をいう。
県災対本部	災害対策基本法第23条に基づき設置する宮崎県災害対策本部をいう。
県地方支部	県地域防災計画に基づき地方に設置する宮崎県災害対策本部地方支部をいう。
県地方支部長	宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。
消防局	宮崎市消防局をいう。
消防団	宮崎市消防団をいう。

第2節 計画の方針・構成

第1項 計画の方針

1. 計画の方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、被害を最小限に抑える減災の考え方にに基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の樹立並びに推進に当たっては、次の方針を基本とする。

① 防災活動拠点と防災活動体制の支援強化の整備

住民が防災生活圏の認識を深めるための環境づくりを推進し、防災上の拠点となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を積極的に支援する。

② 指定緊急避難場所等の指定、避難誘導と収容体制の整備

公民館、小学校、中学校、公園空き地等の指定緊急避難場所及び指定避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制の検討並びに整備体制の充実を図る。

③ 要配慮者対策

介護支援が必要な高齢者、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等）、難病患者、傷病者、乳幼児、妊産婦、小学生、日本語が不自由な外国人等の防災面や災害発生時に特別な配慮が必要な者（以下、「要配慮者」という。）の的確な把握や災害時の救急・救助体制、指定緊急避難場所等の周知及び誘導等、地域ぐるみで要配慮者に対する防災体制の確立を図る。

④ 防災意識の高揚と自主防災活動の推進

住民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、地域住民における防災意識の高揚を図り、防災訓練や自発的な防災活動への参加を促す。

⑤ 防災情報の収集、伝達体制の確立及び住民への広報

防災情報の収集及び伝達体制を確立し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるような体制を確立する。また、市内の災害危険箇所の把握に努め、地域住民のおかれた環境を周知する。

⑥ 各種防災減災対策の推進

災害から被害を未然に防止し、被害を最小限に抑えるため、関係機関と協力して各種法令に基づく防災・減災対策事業を推進する。

⑦ 防災関係機関相互の協力活動体制の整備

防災活動を的確かつ円滑に実施するため、関係機関との緊密な連携を図る。

⑧ 施設や設備の整備及び物資の備蓄、調達並びに輸送体制の確立

災害が発生し又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備、物資の整備及び備蓄等を図る。また、物資の緊急輸送体制を確立する。

2. 計画の前提

各種の防災対策は、「第五次宮崎市総合計画」（計画期間：平成30年度（2018年度）から10年）に基づき、展開する。

■宮崎市の基本構想

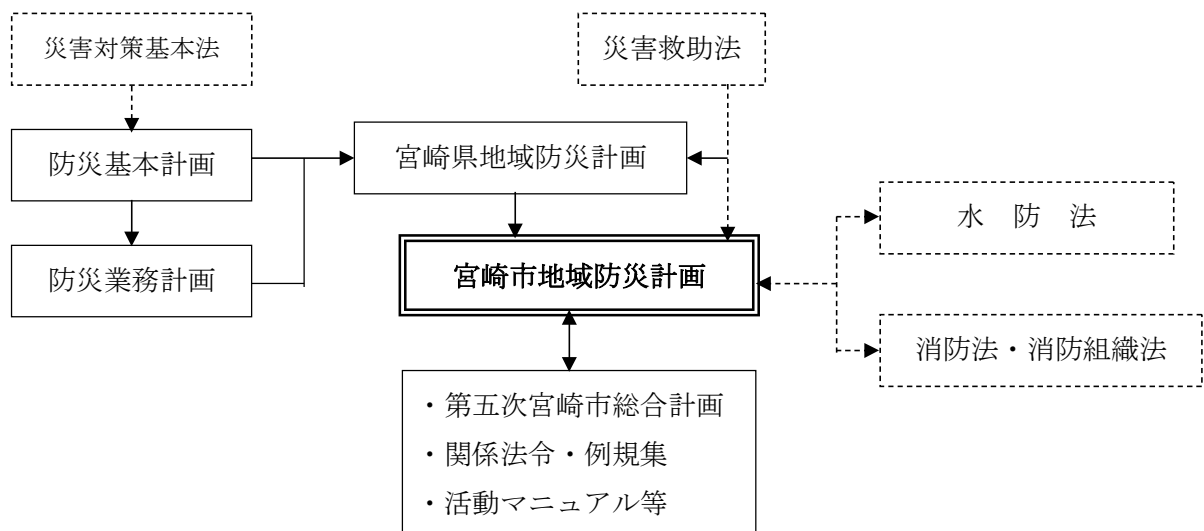
【将来の都市像】未来を創造する太陽都市「みやざき」	
【まちづくりの基本姿勢】地域に愛着をもち、新たな価値を共に創る	
基本目標1	良好な生活機能が確保されている都市
基本目標2	良好な地域社会が形成されている都市
基本目標3	良好な就業環境が確保されている都市
基本目標4	魅力ある価値が創出されている都市
基本目標5	地域特性に合った社会基盤が確保されている都市

3. 他の計画との関係

(1) 他の計画との関係

この計画は、基本法第39条に掲げる防災業務計画及び同法第40条に掲げる県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「宮崎市水防計画」と十分な調整を図る。

なお、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、「第五次宮崎市総合計画」に矛盾することのないよう検討を行う。



(2) 宮崎県地域防災計画との関係

この計画は、宮崎県地域防災計画に矛盾、抵触することがないよう策定する。しかし、地域の特性や市及び住民の自衛のための役割を踏まえた点で、市独自の計画としての性格を有する。

(3) 消防計画との関係

この計画は、基本法に基づき、市域に係る災害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的として策定される基本的かつ総合的計画であり、防災に関する第一次的な計画である。

これに対して、消防計画は、消防組織法に基づき策定されるもので、火災・水災・地震等の災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的としている。

それぞれの規定するところは、ある部分では重複しているが、基本的には互いに相反することのないよう定めている。

(4) 災害対策に関わる通達等との関係

国から災害対策に関する通達等が出され、災害対策の推進が求められている。災害対策は、市域の社会的条件によって変化するものであり、これらの通達等の方針のもと、地域防災計画を継続的に推進する。

第2項 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。

■宮崎市地域防災計画の構成



第3項 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

第4項 計画の周知

この計画は、市職員及び関係行政機関、関係機関・団体その他防災に関する重要な施設管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底する。

第3節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1項 実施責任・処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なもの、間接的なものであるかは問わず、一体となって災害の防止に配慮しなければならない。

市、県、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1. 宮崎市

市は、市の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災対策活動を実施する。

(災害予防)

- (1) 防災会議に関する事務
- (2) 宮崎市災害対策本部等防災対策組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災に関する教育・訓練
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整
- (6) 防災に必要な資機材等の備蓄、整備
- (7) 生活必需品、応急食糧等の備蓄
- (8) 給水体制の整備
- (9) 本市内にある公共的団体及び自主防災組織の育成指導
- (10) 災害危険区域の把握
- (11) 各種災害予防事業の推進
- (12) 防災知識の普及

(災害応急対策)

- (13) 水防、消防等応急対策
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (15) 避難の指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設
- (16) 災害時における文教、保健衛生
- (17) 災害広報
- (18) 被災者の救難、救助その他の保護
- (19) 復旧資機材の確保
- (20) 災害対策要員の確保・動員
- (21) 災害時における交通、輸送の確保
- (22) 防災関係機関が実施する災害対策の調整
- (23) 地域安全対策
- (24) 災害廃棄物の処理

(災害復旧)

- (25) 公共土木施設、農地及び農林水産施設等の新設、改良及び災害復旧
- (26) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付
- (27) 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置
- (28) 義援金品の受領、配分

2. 宮崎県

宮崎県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関すること
- (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- (3) 防災施設の整備に関すること
- (4) 防災に係る教育、訓練に関すること
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- (7) 食糧、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
- (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
- (11) 防災知識の普及に関すること

(災害応急対策)

- (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
- (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
- (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること
- (15) 災害救助法の適用に関すること
- (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること
- (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
- (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
- (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
- (21) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること
- (23) 地域安全対策に関すること

(24) 災害廃棄物の処理に関すること

(災害復旧)

(25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること

(26) 物価の安定に関すること

(27) 義援金品の受領、配分に関すること

(28) 災害復旧資材の確保に関すること

(29) 災害融資等に関すること

3. 宮崎県警察本部

(災害予防)

(1) 災害警備計画に関すること

(2) 通信確保に関すること

(3) 関係機関との連絡協調に関すること

(4) 災害装備資機材の整備に関すること

(5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること

(6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること

(7) 防災知識の普及に関すること

(災害応急対策)

(8) 災害情報の収集及び伝達に関すること

(9) 被害実態の把握に関すること

(10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること

(11) 行方不明者の調査に関すること

(12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること

(13) 不法事案等の予防及び取り締りに関すること

(14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること

(15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること

(16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること

(17) 広報活動に関すること

(18) 死体の調査・検視に関すること

4. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

1 九州管区警察局

(災害予防)

(1) 警備計画等の指導に関すること

(災害応急対策)

- (2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事
- (3) 広域的な交通規制の指導調整に関する事
- (4) 他の管区警察局との連携に関する事
- (5) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
- (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- (7) 警察通信の運用に関する事
- (8) 津波予報の伝達に関する事

[宮崎県情報通信部]

(災害応急対策)

- (1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関する事
- (2) 他の県情報通信部との連携に関する事
- (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- (4) 警察通信運用に関する事

2 九州財務局宮崎財務事務所

(災害応急対策)

- (1) 災害時における金融措置に関する事
- (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関する事

(災害復旧)

- (3) 被災施設の復旧事業費の査定立会いに関する事
- (4) 地方公共団体に対する災害融資に関する事

3 九州厚生局

(災害応急対策)

- (1) 災害状況の情報収集、通報に関する事
- (2) 関係職員の現地派遣に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事

4 九州農政局

(災害予防)

- (1) 米穀の備蓄に関する事
- (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
- (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事

(災害応急対策)

- (4) 農業関係被害の調査・報告に関する事
- (5) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事
- (6) 応急用食糧の調達・供給に関する事
- (7) 種子及び飼料の調達・供給に関する事

(災害復旧)

- (8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関すること
- (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること
- (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること
- (11) 土地改良機械の緊急貸付に関すること
- (12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること
- (13) 技術者の緊急派遣等に関すること

5 九州森林管理局（宮崎森林管理署）

(災害予防)

- (1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること
- (2) 林野火災予防体制の整備に関すること

(災害応急対策)

- (3) 林野火災対策の実施に関すること
- (4) 災害対策用材の供給に関すること

(災害復旧)

- (5) 復旧対策用材の供給に関すること

6 九州経済産業局

(災害予防)

- (1) 地盤沈下の防止に関すること
- (2) 各取り扱い業者に対する予防体制確立の指導等に関すること

(災害応急対策)

- (3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
- (4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること
- (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること

(災害復旧)

- (6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること
- (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること

7 九州産業保安監督部

(災害予防)

- (1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関すること
- (2) 各取り扱い事業者に対する予防体制確立の指導等に関すること
- (3) 鉱山の保安に関する監督指導に関すること
- (4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと

(災害応急対策)

- (5) 電気施設・ガス及び火薬類等危険物等の保安確保に関すること
- (6) 鉱山における応急対策の監督指導に関すること

8 九州運輸局（宮崎運輸支局）

（災害予防）

- (1) 交通施設及び設備の整備に関する事
- (2) 宿泊施設等の防災設備に関する事

（災害応急対策）

- (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事
- (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事
- (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事
- (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事
- (7) 緊急輸送命令に関する事

9 大阪航空局（宮崎空港事務所）

（災害予防）

- (1) 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事
- (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事

（災害応急対策）

- (3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関する事
- (4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事

10 宮崎海上保安部

（災害予防）

- (1) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関する事
- (2) 排出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関する事

（災害応急対策）

- (3) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事
- (4) 海難の救助及び危険物等の海上排出対策に関する事
- (5) 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関する事
- (6) 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関する事
- (7) 海上における不法事案等の予防及び取り締まりに関する事

11 宮崎地方気象台

（災害予防）

- (1) 防災気象知識の普及及び指導に関する事
- (2) 気象災害防止のための統計調査に関する事

（災害応急対策）

- (3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報発表及び通報に関する事
- (4) 地震情報の発表及び通報に関する事
- (5) 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関する事

12 九州総合通信局

(災害予防)

- (1) 非常通信体制の整備に関する事
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事

(災害応急対策)

- (3) 災害時における電気通信の確保に関する事
- (4) 非常通信の統制、管理に関する事
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事
- (6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事

13 宮崎労働局

(災害予防)

- (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関する事
- (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関する事

(災害補償対策)

- (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関する事

(災害応急対策)

- (4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関する事
- (5) 復旧工事における労働災害の防止に関する事

14 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、川内川河川事務所、宮崎港湾・空港整備事務所を含む。）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる。

(災害予防)

- (1) 気象観測通報についての協力に関する事
- (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
- (3) 災害危険区域の選定又は指導に関する事
- (4) 防災資機材の備蓄、整備に関する事
- (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関する事
- (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事
- (7) 水防警報等の発表及び伝達に関する事
- (8) 港湾施設の整備と防災管理に関する事

(災害応急対策)

- (9) 洪水予報の発表及び伝達に関する事
- (10) 水防活動の指導に関する事
- (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- (12) 災害広報に関する事
- (13) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事

- (14) 緊急物資及び人員輸送活動に関する事
- (15) 海上の流出油に対する防除措置に関する事
- (災害復旧)
- (16) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事
- (17) 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関する事
- (その他)
- (18) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関する事

15 自衛隊（陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊）

- (災害予防)
- (1) 災害派遣計画の作成に関する事
- (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事
- (災害応急対策)
- (3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力援助する。

【指定公共機関】

1 日本郵便株式会社（宮崎中央郵便局及び県内郵便局）

- (災害応急対策)
- (1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
- (2) 災害時における郵便事業運営の確保
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の確保

2 九州旅客鉄道株式会社

- (災害予防)
- (1) 鉄道施設の防火管理に関する事
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- (災害応急対策)
- (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事
- (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- (災害復旧)
- (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

3 西日本電信電話株式会社（宮崎支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（宮崎支店）、KDDI株式会社

(災害予防)

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること

(災害応急対策)

- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること
- (4) 災害時における重要通信に関すること
- (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること

4 日本銀行（宮崎事務所）

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関すること

5 日本赤十字社（宮崎県支部）

(災害予防)

- (1) 災害医療体制の整備に関すること
- (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関すること

(災害応急対策)

- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- (4) 指定避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること

6 日本放送協会（宮崎放送局）

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
- (4) 指定避難所等への受信機の貸与に関すること
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- (6) 災害時における広報に関すること

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

7 西日本高速道路株式会社（九州支社宮崎高速道路事務所）

(災害予防)

- (1) 管理道路の整備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- (2) 管理道路の疎通の確保に関すること

(災害復旧)

- (3) 被災道路の復旧事業の推進に関すること

8 日本通運株式会社（宮崎支店）

（災害予防）

（1）緊急輸送体制の整備に関する事

（災害応急対策）

（2）災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事

（災害復旧）

（3）復旧資材等の輸送協力に関する事

9 九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社

（災害予防）

（1）電力施設の整備と防災管理に関する事

（災害応急対策）

（2）災害時における電力の供給確保に関する事

（災害復旧）

（3）被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

【指定地方公共機関】

1 宮崎交通株式会社

（災害予防・災害応急対策）

（1）災害時における被災者のバスによる輸送の確保

（2）災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

（3）災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

2 宮崎ガス株式会社

（災害予防）

（1）ガス施設の整備と防災管理に関する事

（2）導管の耐震化の確保に関する事

（災害応急対策）

（3）災害時におけるガスの供給確保に関する事

（災害復旧）

（4）被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

3 宮崎日日新聞社

（災害予防）

（1）防災知識の普及に関する事

（2）災害時における報道の確保対策に関する事

（災害応急対策）

（3）気象予警報等の報道周知に関する事

（4）社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事

（5）災害時における広報に関する事

(災害復旧)

- (6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関する事

4 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事

(災害応急対策)

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事

(災害復旧)

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関する事

5 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関する事
- (2) 災害時における放送の確保対策に関する事

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関する事
- (4) 指定避難所等への受信機の貸与に関する事
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- (6) 災害時における広報に関する事

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

6 宮崎市郡医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医療救護、助産の実施
- (2) 負傷者に対する医療活動に関する事

7 宮崎県歯科医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における歯科医療の実施
- (2) 身元不明遺体の個体識別の実施

8 宮崎県薬剤師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給

9 宮崎県看護協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における指定避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施

10 宮崎県LPガス協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) ガス供給施設の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給の確保

11 日豊汽船株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者等の船舶による輸送の確保

12 宮崎県管工事協同組合連合会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における水道管復旧工事の施工

13 宮崎県警備業協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における道路交通整理の補助

14 一般社団法人宮崎県建設業協会

- (1) 災害時における応急対策

15 宮崎ケーブルテレビ株式会社

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
- (4) 指定避難所等への受信機の貸与に関すること
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- (6) 災害時における広報に関すること

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

6. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市地域防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実情に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施する。

また、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

【公共的団体】

1 宮崎社会福祉協議会

- (1) 市が行う応急対策への協力
- (2) 災害ボランティア及びコーディネーターの養成・登録

2 宮崎商工会議所

- (1) 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
- (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

3 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金融資

4 宮崎サンシャインFM

- (1) 市が行う災害広報活動への協力
- (2) 市民の生活関連情報の収集、報道

5 宮崎中央農業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
- (4) 被災農家に対する融資斡旋

6 宮崎漁業協同組合、檳浜漁業協同組合、宮崎市漁業協同組合、一ツ瀬漁業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋

7 宮崎中央森林組合

- (1) 市が行う被災状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋

8 みやざき農業共済組合

- (1) 市が行う被災状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導

【防災上重要な施設の管理者等】

1 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

2 社会福祉施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

3 学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

4 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- (1) 安全管理の徹底、防護施設の整備

第2項 住民の責務

基本法（基本法第7条第2項）には、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。」と定められている。

住民は、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等防災対策に必要な活動に努める。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するよう努める。

- ア 食糧、飲料水等の備蓄及び家屋の安全対策
- イ 出火防止、初期消火活動への協力
- ウ 避難、給食等に際しての隣保協力
- エ 被災者の救出、救護活動への協力
- オ その他必要な災害応急対策業務への協力

第3項 自主防災組織の責務

自主防災組織は、自ら積極的に防災訓練等を行うとともに、災害が発生した場合は組織としての自主的な活動を行うほか、市又は防災関係機関が行う応急対策業務に積極的に協力する。

- ア 防災訓練の実施等平常時における各種災害に関する予防活動
- イ 被災者の救出、救護等に必要な資機材等の整備
- ウ 出火防止及び初期消火活動
- エ 被災者の救出、救護活動
- オ 地域における被害情報等の収集、伝達
- カ 避難施設運營業務等、市又は防災関係機関の応急対策活動への協力
- キ その他災害時において、特に本部長等から要請のあった応急対策活動

第4項 企業防災の促進

企業は、災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努める。

第4節 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1項 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、関係機関及び民間が実施する災害要因の研究、他地域の災害及び災害対策の研究、被害想定及び防災体制等に関する資料等の取得に努め、継続的な調査研究を実施する。

第2項 災害及び社会構造の変化と対応

近年、都市化、中山間地域の過疎化、高齢化、国際化、高度情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

市は、県や防災関係機関と連携し、これらの変化に十分配慮した防災活動を推進することが求められ、十分な対応を図る。

また、社会構造等の変化に伴う災害の質的变化などに的確に対応し、的確な防災活動を推進するため、市地域防災計画については機を失することなく必要な修正を行う。

第5節 市の概況と災害想定

第1項 市の概況

1. 地勢

(1) 位置及び面積

本市は、宮崎県のほぼ中央に位置し、東は風光明媚な砂浜と波状岩の海岸線であり、西は小林市・都城市・三股町、南は日南市、北は新富町・西都市・国富町・綾町とそれぞれ接している。また、東西に約29km、南北に約38kmの市域を有し、市域の総面積は643.67km²である。

■位置及び面積

北緯	31° 43' 16" ~ 32° 03' 57"
東経	131° 11' 21" ~ 131° 30' 21"
面積	643.67 k m ²
東西	29.9 km
南北	38.3 km
海岸線	47.124 km

(2) 地勢

市の北部から西部にかけて丘陵地が連なり、南部は鰐塚山系、双石山系で占められる。市内の北端には一ツ瀬川が、中央部には大淀川、清武川、加江田川などが西から東に貫流し、広大な宮崎平野を形成して日向灘に注いでいる。

東部の海岸線は、延長は約47kmにおよび、間に宮崎、青島、内海、野島などの港湾・漁港を形成している。

北、西、南に連なる丘陵は第三紀層からなり、中央に広がる宮崎平野は沖積層からなる。

資料編/5.資料等/【市概況】河川一覧

2. 地形・地質

(1) 山地・斜面

市南部の山地は、双石山脈に属する。この山地は、第三紀層によって構成され、砂岩泥岩互層、砂岩、砂岩が優勢な互層、泥岩が優勢な互層からなる。砂岩泥岩互層は、市南東部に分布し、厚さ10cm以下の砂岩と泥岩の規則的な互層で、海岸部では波蝕棚を形成している。

また、顕著なケスタ地形を形成している他、段丘の基盤を構成する。ケスタ地形のバックスロープ側には、多くの地すべり地形がみられる。

(2) 崖錐

山地内や斜面上部からもたらされた土砂が、山地の斜面下部に堆積してできた斜面地形で、円錐形を成す。市南部の斜面下部に多く分布する。

(3) シラス台地

約2万年前に鹿児島湾の始良火山より噴出した火砕流堆積物である。大淀川沿いに分布する他、大淀川と清武川にかけての谷沿いにも分布する。

(4) 段丘

河川の作用によって形成された河岸段丘は、礫によって構成されており、大淀川、清武川、加江田川沿いに分布する。海的作用によって形成された海岸段丘は、大淀川河口部両岸に分布しており、砂層からなる。一部、段丘崖が不明瞭な部分がある。

(5) 自然堤防

自然堤防は、河川沿いに砂が堆積してできた帯状の微高地である。本市では、大淀川、清武川、加江田川の流路沿いに帯状に分布する。

(6) 谷底平野・氾濫平野

谷底平野は、山地・丘陵地あるいは台地、段丘を刻む川が、土砂を堆積してできた平坦な土地で、主として砂、シルト、泥からなる。本市では、大淀川、清武川、加江田川及び支流沿いに分布する。

氾濫平野は、河川の堆積作用によって形成された広く開けた土地で、砂、シルト、泥からなる。本市では、大淀川、清武川、加江田川の下流部に分布する。

(7) 後背湿地

沼沢性起源の低湿地で、粘土や泥炭質の堆積物からなる。本市では、清武川下流部付近、新別府川下流付近、檍地区、阿波岐原町、新別府町付近の砂丘間低地に分布する。

(8) 旧河道

過去の河川流路の跡で、周囲の低地より低い低湿地である。主に粘土や泥炭質の堆積物からなる。本市では、新別府川、八重川下流に分布する。

3. 断層・地盤

(1) 断層

本市周辺の活断層の多くは、日向灘の海底に多く分布する。これらの断層は、南海トラフに沿った断層で活動度は高い。本市に最も近い陸上の活断層は、田野町石久保～上倉谷にあるが、活動度は低く、近い将来に宮崎市に影響を及ぼすものではない。

(2) 地盤

市の地盤は、山地は第三紀の砂岩・泥岩及びその互層、段丘は礫・砂・シラス、沖積低地は砂・シルト・泥から構成される。

1) 砂岩・泥岩の地盤

砂岩・泥岩及びこれらの互層は、山地及び段丘、低地の基盤岩を構成し、N値は50以上で最も固結度の高い地盤である。

2) 礫・砂・シラスの地盤（段丘）

主に段丘を構成するもので、礫、シラスによるものは、大淀川等の河川沿いに狭小に分布している。平坦地で透水性が良いため、宅地や畑に利用され、地盤は比較的安定している。

シラスは、約2万年前の始良火山の火砕流堆積物で、雨などによる浸食に弱く崩壊が発生しやすい地盤である。

砂の地盤は、市の中心部に広く分布する。N値は10～20である。

3) 砂の地盤

砂の地盤は、河川的作用によって堆積した自然堤防を構成するものと、風によって運ばれて堆積した砂丘を構成するものに区分できる。いずれも地下水位が高い場合は、地震の震動や液状化に対して弱い地盤である。

4) 砂～シルトの地盤

谷底平野を構成するもので、大淀川等の支流沿いの山間地に分布する。地盤は比較的軟弱である。

5) シルト～泥の地盤

氾濫平野を構成するもので、大淀川や清武川の下流部に広く分布する。N値は5以下で非常に軟弱な地盤である。

■ N値

<p>○土の硬軟、締まりぐあいを知るため、最も一般的に用いられている値。</p> <p>○重量63.5kgのハンマを75cm自由落下させ、貫入試験器を30cm打ち込むのに要する打撃数をN値といい、この値と土の密度との関係は右表に示すとおりである。</p>	N値	密度
	0～4	非常に緩い
	4～10	緩い
	10～30	中立
	30～50	密
	50～	非常に密

4. 気象

(1) 気候の概況

本市は、日本では最も温暖な地域であり、年平均気温は17.7℃（2004～2013年）に達している。そのうえ、海水の影響で寒暖の差が比較的小さいため、生活しやすい地域である。

一方、降水量の平年値は、年間2,584mm（2004～2013年）で、平野部では最も降水の多い地域となっている。この降水は、4月から9月までの半年間に約7割以上が降っており、特に6、7月の梅雨期に集中している。また、これに次いで、8、9月が多いが、これは台風や雷雨などによる雨である。なお、大淀川上流の山地では、年間3,000mm以上の降水があるため、大雨時には河川の氾濫が懸念される。

梅雨の最盛時は、6月下旬から7月下旬にかけてであり、しばしば集中豪雨にみまわれる。しかし、北太平洋高気圧の張り出しが早い年には、高温干天の真夏も早まるため干ばつや深刻な水不足をおこす。

台風は、6月頃から接近の機会が増えるが、最も来襲回数が多いのは8、9月である。10月になると回数が少なくなるが、時として猛烈な台風が来襲する。なお、台風は、一般に東側を通るときよりも西側を通るときの方が風雨が強くなるのが普通であるが、本市の場合、東側を通るときも大雨になっている場合が多い。

宮崎市の気候のもう一つの特徴は冬季の好天であり、冬季の日照時間は九州の他の地方に比べて著しく多くなっている。

資料編/5.資料等/【市概況】気象データ(気温)

(2) 降水量

降水量は、月別にみると夏期が最も多く、次いで春、秋の順で、冬季が最も少ない。6～7月の降水は梅雨によるものであるが、梅雨現象は年による違いが大きく、梅雨期間の降水量は多い年には1,500mm以上も降るが、少ない年は200mm余りに過ぎない。このため水害の様相も年によって異なる。本市での平年の梅雨入りは、6月上旬初めで、梅雨明けは7月中旬初めであるが、この梅雨期間も年による変動が大きい。7月後半から雷雨シーズンとなり、台風の発生数も多くなる。

なお、本市では、記録的豪雨は9月の台風によって起こることが多い。

また、低気圧は四季を通じて来襲するが、最も多いのは春と梅雨期であり、その頃に水害も多く発生している。

資料編/5.資料等/【市概況】気象データ(降水量)

(3) 風向と風速

冬期の季節風は西からの風で、夏期の季節風は東からの風となる。また、海陸風は、昼は東風、夜は西風となる。しかし、実際にはこれらの風に地形の影響も加わって、冬は西又は北西の風が格段に多く、東からの風は非常に少ない。一方、夏も西からの風が多いが冬ほど卓越していない。

10m/s程度以上の強風は、冬の季節風や寒冷前線に伴うものが多く、30m/s以上の強風は台風に限られる。過去における最大風速の極値は、35.2m/s(昭和29年9月7日)、最大瞬間風速は、57.9m/s(平成5年9月3日)であった。

資料編/5.資料等/【市概況】気象データ(風向、風速)

第2項 災害の想定

1. 既往災害の事例

県周辺地域において、発生した被害地震を列举すると次のようなものがある。

過去の調査・観測により県周辺で発生している地震の震源分布は日向灘沖に震源が集中していることが明らかになっている。また、数は日向灘沖ほど多くはないものの、えびの市、小林市付近でもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

一般的には日向灘沖の地震はプレート型の地震であり、県内陸部で発生し、大きな被害をもたらす地震は直下型地震であると考えられている。これまでの知見ではプレート境界型(海洋型)地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生させることが分かっている。これに対して内陸型(直下型)地震では発生周期が比較的長くマグニチュードもあまり大きくないことが多いが、地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害を発生させることが知られている。

県には活断層はほとんど知られていないが、過去に発生した1968年のえびの地震では、えびの市周辺で住宅の全半壊や多数の崖崩れが発生した。えびの地方では1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

資料編/5.資料等/【災害想定等】災害の記録(風水害)、(地震災害)、(火災)

■県の大規模地震発生の概要

No.	年代	名称・地域	震源規模	被害概要
1	1662年10月31日	日向・大隈	7.6	死者多数、潰家3,800戸
2	1769年 8月29日	日向・豊後	7.4	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多数
3	1899年11月25日	宮崎県沖	7.6	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903[明治36]年10月11日	宮崎県沖	6.2	灯台破損
5	1913[大正 2]年 4月13日	宮崎県沖	6.8	壁の亀裂等
6	1929[昭和 4]年 5月22日	宮崎県沖	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931[昭和 6]年11月 2日	宮崎県沖	7.1	死者1、負傷者29、全壊5、半壊21、一部破損多数
8	1939[昭和14]年 3月20日	宮崎県沖	6.5	死者1、負傷者1、全壊1、一部破損多数
9	1941[昭和16]年11月16日	宮崎県沖 日向灘沖	7.2	負傷者5、全壊1、一部破損多数
10	1946[昭和21]年12月21日	紀伊半島沖	8.0	負傷者5、半壊3、家屋浸水1,165
11	1948[昭和23]年 5月 9日	日向灘	6.4	壁土落下等
12	1960[昭和35]年 5月24日	チリ地震	9.5	床上浸水168戸、床下浸水145戸、船舶被害32隻
13	1961[昭和36]年 2月27日	宮崎県沖	7.0	死者1、負傷者4、全壊1 半壊4、一部破損104
14	1968[昭和43]年 4月 1日	えびの	6.1	負傷者35、全壊451、半壊896、一部破損3,597
15	1968[昭和43]年 2月21日	宮崎県沖	7.5	負傷者15、半壊 1、一部損壊 9
16	1968[昭和43]年 4月 1日	宮崎県沖	6.5	負傷者2
17	1970[昭和45]年 7月26日	宮崎県沖	6.7	負傷者13、道路決壊2、山崩れ4
18	1984[昭和59]年 8月 7日	九州東南沖	7.1	負傷者 9、一部損壊319
19	1987[昭和62]年 3月18日	宮崎県沖 [日向灘]	6.6	死者1、負傷者6、一部損壊432 道路損壊、山崩れ、崖崩れ等

2. 災害の想定

(1) 想定対象とした震源

静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上、東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などがたびたび発生している。国（2012.8）、県（2013.10）は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の想定を公表した。

本市においても、国や県の想定と同様に「南海トラフの巨大地震」を想定対象とする地震として選定し、宮崎市防災アセスメント（地震・津波被害想定）調査を実施した。

(2) 震源モデル

宮崎県は、平成9年に実施した「宮崎県地震被害想定調査」において、県への影響及び地震発生の切迫性を考慮し、3地震（日向灘北部（M7.5）、日向灘南部（M7.5）、えびの小林地震（M6.5））を対象地震として選定した。その後、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成25年に「宮崎県地

震・津波被害想定調査」を実施し、津波を発生させる可能性のある南海トラフの巨大地震による被害想定を明らかにした。

この被害想定における南海トラフ巨大地震の震源モデルは、東海域～日向灘域までの範囲を震源としたものを「内閣府モデル」、南海域～南西諸島海溝域までを震源としたものを「宮崎県独自モデル」として設定している。

また、宮崎県は令和3年に日向灘地震に係る「宮崎県地震・津波被害想定更新調査」を実施し、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.6とした被害想定を公表した。

■各震源域におけるマグニチュード一覧

南西諸島	日向灘		南海	東南海	東海	えびの小 林地震
	南部	北部				
	7.5	7.5	8.6	8.2	7.96	6.5
				8.3		
			8.6			
			8.7			
	宮崎県独自モデル：本調査対象：9.0 (9.1)					
	内閣府モデル：本調査対象：8.9 (9.1)					

注) カッコ内は津波

資料編/5.資料等/【災害想定等】対象地震
資料編/5.資料等/【災害想定等】地震動の予測
資料編/5.資料等/【災害想定等】津波の予測
資料編/5.資料等/【災害想定等】液状化の予測
資料編/5.資料等/【災害想定等】急傾斜地崩壊の予測

3. 地震・津波被害想定の結果

宮崎市防災アセスメント調査（平成26年3月）に基づき、南海トラフ巨大地震による被害想定を次のとおり整理する。

(1) 建物被害

宮崎市における全壊・焼失棟数は、住宅、飲食店などで火気使用が最も多くなる冬18時が最も多く、29,000棟と想定される。震度6弱以上となる宮崎市では、揺れによる全壊が66%と最も多く、次いで津波（17%）、液状化（9%）、火災（8%）による焼失であり、急傾斜地崩壊による全壊は0.2%である。

また、建物被害率（全壊・焼失）をみると、宮崎市は21%であり、宮崎県の18%を3ポイント上回ると想定される。宮崎市の中でも建物被害率（全壊・焼失）が高い地区（上位5地区）は、揺れや津波による全壊が多い青島、檜、佐土原、木花地区、揺れや火災による全壊・焼失が多い東大宮地区である。

■建物被害（全半壊棟数）

季節・時間	全半壊棟数（棟）					
	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	津波	火災	合計
	全壊	全壊	全壊	全壊	焼失	全壊・焼失
冬 18 時	2,500	19,000	70	5,000	2,200	29,000

（2）人的被害

① 死者・負傷者

宮崎市における死者数は、多くが自宅で就寝中に被災する冬深夜が最も多く、3,000人と想定される。宮崎市では、震度6弱以上の強い揺れ、地震発生後に津波の到達が予測されていることから、建物倒壊（家具等の転倒含む）（50%）と津波（48%）による死者が多くを占める。

人的被害率（死者）は1%と、宮崎県の3%を下回る。しかしながら、津波による死者が多い青島地区の人的被害率（死者）は10%と、宮崎県平均の約3倍の被害率が想定されている。その他、津波による死者が多い檜、赤江、木花地区、建物倒壊による死者が多い佐土原地区についても、宮崎市の中で高い人的被害率（死者）が想定されている。

② 要救助者

自力脱出が困難な要救助者も、死者・負傷者と同様に冬深夜が最も多く、12,000人と想定される。そのうち、津波の浸水深よりも高い階にとどまり救助が必要な人は54%、建物倒壊により自力脱出が困難になった人は46%を占める。

宮崎市の人的被害率（要救助者）は3%と、宮崎県の2%を1ポイント上回ると想定される。特に、津波浸水域であり、中高層の建物が多く立地する檜、赤江地区では、建物の高層階にとどまる人が多くなるため、檜地区で10%、赤江地区で5%の人的被害率（要救助者）が想定されている。また、津波浸水域である中央東、木花、青島地区においても、宮崎県平均を上回る人的被害率（要救助者）が想定される。

なお、本調査では、津波避難ビル避難者を要救助者とみなしていない。しかしながら、津波避難ビルに避難する方については、水が引くまで、また水が引いても瓦礫などにより避難が困難となることから、潜在的な要救助者として考慮する必要があるといえる。

■人的被害（死者数）

季節・時間	死者数（人）						
	建物崩壊		急傾斜地崩壊	津波	火災	ブロック塀他	合計
	死者	（家具）	死者	死者	死者	死者	死者
冬深夜	1,500	80	10	1,400	60	—	3,000

（3）ライフライン被害

① 上水道

宮崎市における断水人口は、被災直後で395,000人、1週間後において295,000人と想定される。1週間後の断水率は75%であり、宮崎県の63%を12ポイント上回るなど、上水道の復旧に時間を要することが想定される。

1週間後の断水率が特に高い地区は、青島（94%）、檜（83%）、佐土原地区（83%）であ

り、いずれも津波による被害が大きな地区である。今回採用した上水道の復旧予測手法では、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を復旧対象から除外しているため、他地区に比べ被災1週間後の断水人口が多くなり、断水率が高く想定される。

■ライフライン被害（上水道）

給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
396,000	395,000	100	379,000	96	295,000	75	97,000	24

※断水率＝断水人口/給水人口

② 下水道

宮崎市における下水道支障人口は、被災直後で349,000人、1週間後において210,000人と想定される。1週間後の機能支障率は59%であり、宮崎県の49%を10ポイント上回るなど、上水道同様、復旧に時間を要することが想定される。

1週間後の機能支障率が宮崎市平均を上回る地区は、津波による被害が生じる青島(91%)、檜(65%)、赤江(61%)、木花(60%)、佐土原地区(59%)である。今回採用した下水道の復旧予測手法は、上水道と同様に、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を復旧対象から除外しているため、他地区に比べ被災1週間後の支障人口が多くなり、機能支障率が高く想定される。

■ライフライン被害（下水道）

処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	支障人口 (人)	機能支障 率(%)	支障人口 (人)	機能支障 率(%)	支障人口 (人)	機能支障 率(%)	支障人口 (人)	機能支障 率(%)
354,000	349,000	98	306,000	86	210,000	59	192,000	44

※機能支障率＝支障人口/処理人口

③ 電力

宮崎市における被災直後の停電軒数は201,000軒、1週間後は16,000軒と想定されている。1週間後の停電率は8%と、宮崎県の9%を1ポイント下回る。

■ライフライン被害（電力）

電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
209,000	201,000	96	143,000	68	44,000	21	16,000	8

※停電率＝停電軒数/電灯軒数

④ 通信

宮崎市における被災直後の固定電話不通回線数は122,000回線、1週間後は15,000回線と想定される。1週間後の固定電話不通回線率は12%と、宮崎県の14%を2ポイント下回る。また、携帯電話については、被災直後において非常につながりにくい（携帯電話不通ランクA）状況になるが、被災4日後には概ね回復することが想定される。

■ライフライン被害（通信／固定電話不通回線数）

回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)
127,000	122,000	97	88,000	70	15,000	12	5,900	5

※不通回線率＝不通回線数/回線数

⑤ 都市ガス

宮崎市における被災直後の都市ガス供給停止戸数は19,000戸、1週間後は13,000戸と想定される。1週間後の都市ガス供給停止率は、宮崎県と同様に52%であり、被災1ヶ月後に復旧することが想定されている。

■ライフライン被害（都市ガス）

需要家数 (戸)	復旧対象 需要家数 (戸)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		供給停止 戸数(戸)	供給停止 率(%)	供給停止 戸数(戸)	供給停止 率(%)	供給停止 戸数(戸)	供給停止 率(%)	供給停止 戸数(戸)	供給停止 率(%)
50,000	24,000	19,000	79	18,000	75	13,000	52	-	0

- : わずか

※供給停止率＝供給停止戸数/復旧対象需要家数（全半壊した需要家を除いた需要家数）

(4) 生活への影響

宮崎市では、避難所や親戚宅などの避難所外で生活する避難者は、被災1日後で140,000人と予測されているが、ライフラインの復旧遅れの影響もあり1週間後には171,000人、1ヶ月後には173,000人に増加すると予測されている。1週間後の被害率（避難者）は42%であり、宮崎県の35%を7ポイント上回る。地区別にみると、建物被害率（全焼・焼失）が高い青島、櫛、東大宮、佐土原、赤江地区で高く、特に青島地区は、住民の83%が避難すると予測されている。

■生活への影響（避難者）

人口 (人)	避難者数(人)								
	被災1日後			被災1週間後			被災1ヵ月後		
	避難者	避難所	避難所 外	避難者	避難所	避難所 外	避難者	避難所	避難所 外
404,447	140,000	88,000	52,000	171,000	99,000	72,000	173,000	52,000	121,000